

デイサービスかれん 介護予防・日常生活支援総合事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 KAREN が実施する指定介護予防・日常生活支援総合事業（以下、指定通所介護という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態又は事業対象者（以下、「要支援状態等」という。）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

- (1) 指定通所介護は、利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - (2) 事業者自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - (3) 指定通所介護の提供に当たっては、個別サービス計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
 - (4) 指定通所介護の提供に当たる従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - (5) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - (6) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- 2 事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 デイサービス かれん
- 2 所在地 福岡県飯塚市天道63番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1人 (常勤兼務1人)

管理者は、事業所の従業者の管理及び利用申込みに係る調整、業務の管理を一元的に行う。また他の従業者と協力して個別サービス計画の作成等を行う。

2 生活相談員 1人以上 (常勤兼務、非常勤兼務) (基準上必要以上の人員を配置する。)

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助その他指定通所介護の提供を行う。

3 看護職員 1人以上 (常勤兼務、非常勤兼務) (基準上必要以上の人員を配置する。)

看護職員は、看護その他の指定通所介護の提供に当たる。

4 介護職員 1人以上 (基準上必要以上の人員を配置する。)

介護職員は、介護その他の指定通所介護の提供に当たる。

5 機能訓練指導員 1人以上 (常勤兼務、非常勤兼務) (基準上必要以上の人員を配置する。)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

ただし、災害、悪天候等止むを得ない事情が生じた場合は、利用者等に連絡の上変更することがある。

1 営業日

月曜日から土曜日までとする。

ただし、年末年始(12月30日から1月3日)は除く。

2 営業時間

平日 午前8時30分から午後6時

土曜 午前8時30分から午後6時

3 サービス提供時間(前号の時間から送迎に要する時間を除く時間)

平日 午前9時から午後5時

土曜 午前9時から午後5時

(但し、午前8時30分から午前9時、午後5時から午後6時まで延長することができる)

(指定通所介護の利用定員)

第6条 本事業所の利用定員は、1単位10名とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 事業所が行う通所介護の内容は次のとおりとする。

- 1 個別サービス計画の作成
 - 2 生活指導
 - 3 機能訓練
 - 4 介護サービス
 - 5 健康状態の確認
 - 6 送迎
 - 7 給食サービス
 - 8 入浴サービス
 - 9 介護に関する相談援助
 - 10 レクリエーション
- 2 事業所がサービスを提供するに当たっては以下のことを遵守するものとする。
- ① あらかじめ利用（申込）者又はその家族に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得て、提供を開始する。
 - ② 利用者の被保険者証により認定の有無や有効期間を確認する。また、認定審査会意見があるときには、それに配慮する。
 - ③ 前項第1号の個別サービス計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供する。既に、介護予防サービス計画等が作成されている利用者においては、その内容に沿った個別サービス計画を作成する。
- 3 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

(指定通所介護の利用料その他の費用)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、別表のとおり厚生労働大臣及び指定権者が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、事業所は利用者から以下の費用の支払いを受けるものとし、その額は別表のとおりとする。
- 食事の提供に要する費用（400円）
 - おむつ代、その他の日常生活費

- 3 事業所が利用者から前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 事業所が利用者から第1項及び第2項の費用の支払いを受けたときは、サービスの内容・金額を記載した領収書（法定代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書）を利用者に交付することとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域（送迎の実施地域）は、飯塚市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者が事業所の提供するサービスを利用するに当たっての留意事項は次のとおりとする。

- （1）利用者又はその家族は、利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかに事業所の従業者に連絡すること
- （2）事業所の設備・備品を利用する際には、事業所の従業者の指示に従うこと
- （3）他のサービス利用者の迷惑となる行動等を慎むこと

（衛生管理対策）

第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備等について「衛生管理マニュアル」を作成し、衛生的な管理に努める。

2 前項の「衛生管理マニュアル」の作成に当たっては、保健福祉環境事務所等の助言を受けるとともに、研修等により従業者に周知徹底を行う。

3 事業所は、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、従業者については、適宜に健康診断等を実施する。

（非常災害対策）

第12条 事業所及びその従業者は、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置を取るものとする。

2 事業所の従業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知しておくものとする。

3 事業所の従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置を取るとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じるものとする。

4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、当該計画に基づく防災訓練（消火、避難等）を年に2回以上行うこととする。

（緊急時又は事故発生時の対応）

第13条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行うものとする。

2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

（居宅介護支援事業者等との連携）

第14条 事業所は、事業の実施に際し、介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、以下の場合には必要な情報を提供することとする。

1 利用者がサービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合

2 次の理由により適切なサービス提供は困難と判断されるとき

① 第6条に定める利用定員を超える場合

② 第9条に定める通常の事業の実施地域外の利用者で送迎等に対応できない場合

③ 利用者が正当な理由がなく指定通所介護の利用に関する指示に従わないため、サービス提供ができない場合

④ その他正当な理由により受け入れられないと判断した場合

3 前項第2号③及び④の際に、利用者の要支援状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。）に通知することとする。

（利益供与の禁止）

第15条 事業所及びその従業者は、介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（秘密保持）

第 16 条 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。

3 サービス担当国会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(苦情処理)

第 17 条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者の苦情を処理するために講ずる処置の概要」による。

(地域との連携等)

第 18 条 事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 19 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- (4) 措置を適切に実施するための担当者を定める
- (5) 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第 20 条 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第 21 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための明確化の必要な措置を講ずるものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止)

第 22 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないような措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催。
- (2) 従業者への委員会結果の周知
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (4) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練（シュミレーション）の実施。

(業務継続計画の策定等)

第 23 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早朝の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 業務継続計画の策定、定期的な計画の見直し
- (2) 従業者への業務継続計画の周知。
- (3) 研修・訓練（シュミレーション）の実施。

(その他運営に関する重要事項)

第 24 条 本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

- 2 事業所は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 1 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に関係する事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。

- 4 第7条第1項第1号の地域密着型通所介護計画、及びサービス提供記録については、それらを当該利用者に交付する。
- 5 第7条第1項第1号の地域密着型通所介護計画、及びサービス提供記録についてはサービスに係る保険給付支払いの日から5年間保存し、第13条第2項に規定する事故発生時の記録、第14条第2項に規定する市町村への通知、並びに前条の苦情処理に関する記録については、整備の上、完結してから2年間保存する。
- 6 飯塚市、及び市町村（みなし指定等に限る。）並びに国民健康保険団体連合会（以下「飯塚市等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力し、飯塚市等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、飯塚市等から求められた場合には、その改善の内容を飯塚市等に報告する。
- 7 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社 KAREN で定める。

（附 則）

- この規程は、平成23年6月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規定は、平成27年6月1日から施行する。
- この規定は、平成27年8月1日から施行する。
- この規定は、平成28年4月1日から施行する。
- この規定は、平成29年1月1日から施行する。
- この規定は、平成29年9月1日から施行する。
- この規定は、平成30年3月19日から施行する。
- この規定は、平成30年4月1日から施行する。
- この規定は、平成30年7月1日から施行する。
- この規定は、令和1年10月1日から施行する。
- この規定は、令和3年1月12日から施行する。
- この規定は、令和3年3月25日から施行する。
- この規定は、令和4年8月1日から施行する。
- この規定は、令和6年4月1日から施行する。